

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○国土調査の成果の認証(二件)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○保安林の指定の予定

○保安林の指定の解除

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の区域変更(三件)

○道路の供用開始(二件)

公 告

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

告 示

○宮城県告示第九百九十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

1 調査を行った者の名称

川崎町

2 調査を行った時期

平成二十四年度から平成二十五年度まで

3 成果の名称

柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

川崎町大字川内字今宿薬師堂、同字薬師堂山根下、同字下田、同字岩下山の一部

5 認証年月日

平成二十七年十月二十八日

○宮城県告示第九百九十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調査を行った者の名称

白石市

2 調査を行った時期

平成二十五年度から平成二十六年まで

3 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

白石市大平森合字内田前、同字沖ノ沢、同字沖ノ前、同字上鹿野前、同字上観音前、同字上御
所之内、同字上神明前、同字上原町、同字上堀畑後、同字上幕ノ内前、同字上茂六田、同字上屋
敷前、同字上八ツ森、同字北中屋敷、同字北畑前、同字北屋敷前、同字北山田、同字北六角、同
字御所之内、同字五反田、同字権現山、同字坂下前、同字沢ノ前、同字清水田、同字下鹿ノ前、
同字下観音前、同字下神明前、同字下茂六田、同字下八ツ森前、同字白川前畑、同字祖利田、同
字寺前、同字澗田、同字中原、同字中屋敷、同字八幡坂、同字原、同字原町、同字前山、同字幕
ノ内、同字町田、同字南山田、同字南六角、同字八ツ森山、同字山口、同字鷺山、同字金山、同

字観音山、同字鉢森山、同字原山、同字丸山

5 認証年月日

平成二十七年十月二十八日

○宮城県告示第九百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二〇〇五〇四	ドリム農園 登米市南方町大森前 八十六番一	型 就労継続支援 A	株式会社ドリム	平成二十七年十一月一日
○四一二二〇〇三三九	レインボー川崎 柴田郡川崎町大字前 川字北原二十二番地九	型 就労継続支援 B	社会福祉法人 臥牛三敬会	平成二十七年十一月一日
○四一二七〇〇三三三	ステップアップたいわ 黒川郡大和町吉岡字 下町七十番地	型 就労継続支援 B	特定非営利活動 法人ステップアップたいわ	平成二十七年十一月一日
○四一二七〇〇六一九	ハートフル富谷 黒川郡富谷町ひより 台一丁目四十三番十一号	型 就労継続支援 B	株式会社 T M サポート	平成二十七年十一月一日

○宮城県告示第九百九十六号

県営鹿島台東部地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年十一月六日から平成二十七年十二月七日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市鹿島台総合支所

○宮城県告示第九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

石巻市網地浜前田一二四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
本吉郡南三陸町志津川字大森八八の二
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

- 三 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かみ
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
白石市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 白石市（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から 同市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先まで		前 A	後 C	六・三〇・二	七・五〇・二	一、六八三・〇	一、六九七・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	A	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)					
六・三〇・二	六・三〇・二	一、六九七・〇	一、六八三・〇					

○宮城県告示第千一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
本吉郡南三陸町志津川字塩入一八二番二〇地先から 同郡同町志津川字塩入一七八番地先まで		前 A	後 B	四・二〇・五	四・二〇・五	一八二・〇	一八二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	A	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)					
六・七〇	四・二〇・五	一八二・〇	一八二・〇					

○宮城県告示第千二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼陸前高田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
気仙沼市新浜町一丁目二〇三番三地先から 同市西みなと町五八番地先まで		前 A	後 B	一四・九〇	一四・九〇	六九〇・五	六九〇・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	A	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)					
一一・五〇	一一・五〇	六五四・七	六五四・七					

○宮城県告示第千三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から 同市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先まで	平成二十七年十一月十一日

○宮城県告示第千四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙

沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼陸前高田線	気仙沼市新浜町一丁目二〇三番三地从先から同市西みなと町五八番地先まで	平成二十七年十一月六日

公 告

○県営高屋・鳥屋崎地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営高屋・鳥屋崎地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年十一月六日から平成二十七年十二月七日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

四 意見書の提出について

- 提出期限 平成二十七年十二月七日
- 提出方法 宮城県仙台台地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八一一八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四一十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ P r e f . m i y a g i . j p

- 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

- 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、亘理町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 気仙沼警察署免許端末等貸借 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十七年九月十日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株)J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

- 五 落札金額 五千八百十三万二千八十円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年七月二十八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

別表第二公益財団法人宮城厚生協会会長町病院住宅型有料老人ホームはなみずきの項の次に次のように加える。

グリーンライフ仙台

同 市太白区あすと長町一丁目三番一号

附 則

この告示は、平成二十七年十一月六日から施行する。